

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンに含まれる費用

- ・交通費・社会保険料・有給休暇費用・採用募集費用・その他経費（資材管理費等）・当社利益

令和7年4月30日作成

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

ニッセイファシリティ株式会社 本社

東京都杉並区上高井戸 1-25-17

### ① マージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
127	39	19,800 円	15,704 円	20.7%

### ②教育訓練・研修に関する事項

- ・新任研修
- ・フォローアップ研修
- ・情報セキュリティ研修
- ・マナー研修

### ③派遣労働者の待遇の決定にかかわる労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期：2025年3月31日）
- ・協定労働者の範囲：派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者